

新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞を含む文字文化は、日本の国を形作ってきた基礎的財と考えます。

新聞は国内外の多様な情報を、その戸別配達網により全国の各家庭等へ、日々ほぼ同じ時刻に届けることで、国民の知る権利と議会制民主主義を下から支え、併せて文字文化興隆の中軸の役割を果たし続けています。

国土も狭く資源も少ないわが国が世界有数の先進国となったのは、伝統的な勤勉性ととともに、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を大きく果たしてきたことは広く認められるところです。

欧米の例を見ても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置を執っている所以です。

近年、活字離れが進む中で、書籍と共に新聞も購読率の低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮されています。加えて今回の消費税率引上げにより、新聞離れが格段と加速される恐れがあると危惧します。

よって、消費税率改正に際しましては、新聞への軽減税率を導入されることは極めて肝要な施策と考え、下記のとおり強く要望します。

記

1、消費税率引上げに際し、新聞への軽減税率の適用を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年3月17日

東金市議会議長 渡 邊 直 樹

衆議院議長

参議院議長

あて

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣